

様式第7（第19条関係）（令2経産令48・全改）

（表面）

情報処理安全確保支援士登録証			
		登録番号	第 号
氏名			
生年月日	年	月	日生
情報処理の促進に関する法律第15条第1項の規定により登録したことを証する			
登録年月日	年	月	日
更新回数	登録更新回数 回		
更新期限	年	月	日
試験合格年月日	年	月	日
年	月	日	
経済産業大臣 独立行政法人情報処理推進機構			印

（裏面）

（備考）	
1	情報処理安全確保支援士倫理綱領に基づき行動すること。
2	登録を受けた事項に変更があったときには、 経済産業大臣 独立行政法人情報処理推進 機構 に登録事項変更届出書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律第18条）
3	登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、 経済産業大臣 独立行政法人情報処理 推進機構 に登録証再交付申請書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律施行規則第21条第1項）
4	この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
5	更新期限の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

- 備考 1. 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。
2. 情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、情報処理の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める者については、「試験合格年月日」とあるのは「資格取得年月日」と読み替えるものとする。